平成２４年（フ）第１９号
兵庫県伊丹市御願塚５丁目５番７号
債務者　柴田まどか
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２０４号
鳥取県西伯郡南部町金田179番地
債務者　林　　初美
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２号
広島県三原市南方２丁目21番21号
債務者　瀬波エルビーこと　セナミ　エルビー　サンタアナ
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第６号
広島県尾道市西御所町２番27号
債務者　堺本　啓一
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第７号
広島県尾道市西御所町２番27号
債務者　堺本　町子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第３号
愛媛県今治市広紹寺町１丁目３番24号　朝日ハイツＡ　202号、前住所愛媛県今治市南高下町１丁目１番55号、前々住所愛媛県今治市松木326番地１
債務者　越智三穂子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第７号
福岡県久留米市大善寺南１丁目10番33号　ツインズ105号
債務者　森山　和明
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８号
福岡県久留米市大善寺南１丁目10番33号　ツインズ105号
債務者　森山愛梨沙
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３号
福岡県筑後市大字西牟田3831番地22
債務者　倉八美恵子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第３号
福岡県田川郡福智町神崎1626番地３、前住所福岡県田川市大字伊田2736番地１
債務者　竹林　弘美
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第４０９号
大分市明野北４丁目８番Ｃ―603号
債務者　森本　倫枝
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５３２号
宮崎市大字島之内9703番地24　フェニックスマンションＢ棟401号
債務者　宮脇　通子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４号
宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田2862番地
債務者　有満　和子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１２号
宮崎県都城市山田町中霧島3953番地
債務者　宮山　和子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第８号
盛岡市厨川４丁目３番４―306号
債務者　沼田奈菜子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１号
福島県郡山市緑ケ丘西４丁目２番地の４
債務者　野崎　靖子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第９号
福島県郡山市並木４丁目１番地の７
債務者　佐久間まち子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係